

## 石川県における諸外国向け輸出水産物に関する証明書発行要領

### 第1 目的

この要領は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島原子力発電所の事故を受けて、諸外国が日本から輸出する水産物について、輸出国の管轄当局が発行する証明書等の添付を求めることになったことに伴い、別表1の水産庁長官等の通知に基づき、本県における輸出業者が必要とする証明書の発行について、必要な手続き等を定める。

### 第2 証明書発行の対象となる水産物

日本から諸外国に輸出する水産物（直接又は加工後に食される食用の水産動物及び藻類並びにそれらの加工食品をいう。）。

### 第3 証明書の発行要件

以下のいずれかの要件を満たす水産物に証明書を発行するものとする。

- (1) 石川県内水面及び沿岸域で生産・漁獲された水産生鮮食品
- (2) 石川県内で最終加工が行われた水産加工食品で、平成23年3月11日より前に加工されたもの
- (3) 石川県内で最終加工が行われた水産加工食品で、平成23年3月11日以後に加工されたもののうち、その主原料（原材料の重量に占める割合が最も高い材料）が平成23年3月11日より前に生産・漁獲されたもの
- (4) 石川県内で最終加工が行われた水産加工食品で、その主原料が別表2のそれぞれ輸出先国の規制沿岸域以外で生産・漁獲されたもの
- (5) 石川県内で最終加工が行われた水産加工食品で、その主原料あるいは水産加工食品から別表3の輸出先国が求める基準の放射性物質が検出されないことが証明できるもの

### 第4 証明書の申請手続

- (1) 証明書の発行を希望する者は、以下に掲げる書類を石川県農林水産部ブランド戦略課（以下、「ブランド戦略課」という。）あてに提出する。
  - ① 水産生鮮食品の場合
    - ア 証明書発行申請書（別記様式1）
    - イ 輸出申請書（別記様式2）
    - ウ 申請食品等一覧（別表4）
    - エ 申請食品等の内容票（別表5：生鮮食品用）
    - オ 生産・漁獲年月日及び原産地を証明できる書類
    - カ 輸出申請書記載事項を確認することができる書類（インボイス（輸出手続き関係書類）等）
  - ② 水産加工食品の場合
    - ア 証明書発行申請書（別記様式1）
    - イ 輸出申請書（別記様式2）
    - ウ 申請食品等一覧（別表4）
    - エ 申請食品等の内容票（別表6：加工食品用）
    - オ 製造年月日を証明できる書類
    - カ 石川県内で最終加工が行われたことを証明できる書類
    - キ 原材料の原産地名及び生産・漁獲・製造年月日を証明できる書類
    - ク 輸出申請書記載事項を確認できる書類（インボイス（輸出手続き関係書類）等）
    - ケ 本要領第3(5)の適応に際しては、放射性物質検査結果報告書の写し

- (2) ブランド戦略課は、前項の提出書類の内容を審査、確認した結果、第3に規定する要件を満たすと認めた場合は、前項に規定する別記様式2に、署名及び押印（各国に登録した公印（農林水産部課長印））を行うことにより、証明書を発行する。

## 第5 その他

諸外国の要求する証明書等について疑義のある事項が生じた場合には、水産庁漁政部加工流通課あて協議するものとする。

### 附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成30年6月18日から施行する。

### 附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、令和4年3月16日から施行する。

### 附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。